

九州ラグビーフットボール協会サポーターズクラブ 会員ロゴ使用規程

(趣旨)

第1条 本規程は、九州ラグビーフットボール協会（以下、本協会）に著作権が帰属するロゴマークの適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において「会員ロゴ」とは、別に定める「九州ラグビーフットボール協会サポーターズクラブ会員ロゴデザイン」を指す。

(使用範囲)

第3条 会員ロゴの使用は、サポーターズクラブの有効な資格を持つ法人会員が、自らの名刺、公式ホームページ、パンフレット、その他広告物等に、本協会の支援者であることを示す目的で掲示する場合に限るものとする。

2 会員は、退会や会員資格の喪失後は、速やかに会員ロゴの使用を停止しなければならない。

(使用基準)

第4条 会員ロゴの使用にあたっては、次に掲げる各号に該当する行為を禁止する。

- (1) ロゴおよび付随する文言の変形、色の変更、縦横比の変更、他の図形との重ね掛け
- (2) 本協会の職員や、本協会そのものの運営者であると誤解されるような表記
- (3) 会員の取り扱う商品やサービスを、本協会が公式に推奨あるいは保証していると思わせる表現
- (4) 営利目的の販売用商品やノベルティへの無断使用
- (5) 本協会のイメージを損なうおそれがある行為
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがある行為
- (7) その他、不正な利用が行われるおそれがある行為

2 会員ロゴは、原則として横幅 47mm 以上で使用するものとする。ただし、名刺に使用する場合に限り、例外として横幅 35mm までの縮小を認める。

(使用の停止)

第5条 本規程に違反する使用が認められた場合、本協会は当該会員に対して会員ロゴの使用の停止を命じることができるものとする。

(免責事項)

第6条 会員ロゴの使用により生じたトラブルや損害について、本協会は一切の責任を負わない。

附則

本規程は、2026年4月15日から施行する。